

知 立 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

公 示 年 月 日	令和6年1月12日
招 集 年 月 日	令和6年1月23日
招 集 場 所	知立市役所3階 第1会議室
参 集 時 間	午後2時00分、委員16名、事務局2名が参集した。
出 席 委 員	農業委員：1 岡田 めぐみ 2 永田 治男 3 加古 和市 4 毛受 浩 6 石原 國彦 7 鈴木 和幸 8 近藤 喜代治 9 高村 昭広 10 成瀬 廣美 11 岩堀 秀治 13 藤井 公人 14 岡田 均 推進委員：15 平澤 信幸 16 岡田 教孝 17 石川 勝幸 18 小野山 悦朗 計16名
事 務 局	事務局長＝篠原源晴、事務局職員＝松原牧子
オブザーバー	市民部長＝小栗朋広
欠 席 委 員	5 杉原 敬浩、12 高木 芳夫
開 会 時 間	午後2時7分 開会宣言 会 長：知立市農業委員会1月総会を開催いたします。 知立市農業委員会総会規則第8条の規定の定足数に達しておりますので 総会を開催します。 (午後2時7分)
日 程 第 一	議事録署名委員の指名 9 高村 昭広 10 成瀬 廣美 を指名します。(会長) (午後2時8分)
日 程 第 二	議案の審議
議 案 第 1 号 1 番	農地法第5条の規定による許可申請について 【議案第1号1番議案書をもとに説明】 会 長：只今説明顶きましたが特にこの説明については石川さんどうですか。 石川委員：特に問題ないです。すぐ横は新家建設中で、こちら辺は新家が建っている ので特に問題ないです。 会 長：特に地元の委員さんから問題ないと言う事で、他よろしいですね。 委 員：(意見なし) 会 長：では採決に入りますが議案第1号農地法第5条による許可申請、申請通 り許可していいと判断される方挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：ありがとうございました。全員賛成で許可するとさせていただきます。 (午後2時13分)

議案第2号 1番 2番	生産緑地買取り申請に係る農地のあっせん協力について 【議案第2号1番、2番議案書をもとに説明】 会 長：議案1、2番ともに来迎寺の地域で生産緑地買取申出と内容は今事務局が説明してくれた通りですが、これは斡旋協力をお願いと言う事なんで、生産緑地買取申出の内容で何か協力依頼があれば、あっせん協力があればお願いしたいということです。 期日は2月15日までと言う事なのでよろしくお願いします。 (午後2時16分)
議案第3号	農業中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用集積計画の承認について 【議案第3号議案書をもとに説明】 会 長：利用権の設定ですが、議案で説明された通り谷田の地域になります。 受人の情報はありますか。 高村委員：受人は何も問題ないかと思いますが、まだ新規の委員の方は、中間管理の事をご存じではないかと思うので、簡単に市役所からどんなシステムでやってるのかを情報提供してほしいです。 会 長：制度を簡単に説明してください。 事務局：相対と言って直接貸手借手が対になって申出てもらってたシステムから、間に中間管理機構が入って全体的に網羅していく流れになっていきます。 新規の相対契約は地域計画策定もしくは令和7年3月までの早いほうまでしかできなくなります。よってこちらの形態へ契約方法が変わっていきます。中間管理にも一括方式がありまして、そちらは相対と同じく貸手借手が対になって申し出られるものもあります。一方、借りて欲しい、貸してほしい、片方だけの依頼が来た時は、間に中間管理機構が入ってあっせんし、成立していく形もあります。 会 長：少し補足しますが、知立の場合は多くは相対で成立しています。 例えば作って欲しいと言う地主の方が例えばアグリ知立の高村さん、高木芳夫さん、杉原さん、加藤さんが認定業者でやってもらってますが、その方に直接耕作してくださいと言って話をして利用権を設定するという事が比較的知立は多い。一方で、これからは中間管理機構を通じてこのような利用権の設定が増えてきます。農協は委託を受けて契約の事務等を行います。 中間管理機構を初めて聞く方も多いかと思いますが、このような仕組みです。今回の受手の方は安城市池浦町の方で多くの農地を受け持って農業をされてる方です。 他よろしければ議案第3号につきまして申請通り許可していいと思われ

	る方挙手をお願いいたします。 委 員：全員挙手 会 長：ではこの議案第３号につきましては申請通り許可するとさせていただきます。 (午後２時２３分)
報 告 第 １ 号 第 ２ 号	会 長：８ページ以降報告案件があります ８ページは報告第１号、１０ページ以降報告第２号と言う事で届出の案件ですが特に審議することはありませんが、事前に議案書見られてご意見、ご質問ある方はご発言ください。 なければ本日の議案書に基づく審議は以上になります。 (午後２時２５分)
そ の 他	・活動状況報告について（事務局） ・行事予定について（事務局） (午後２時２９分)
閉 会 時 間	午後２時３０分閉会宣言 会 長：農業委員会総会を閉会します。 (午後２時３０分)